

福岡県公報

平成三十年二月二十三日
第三千九百六十九号
増刊
①

目次

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

正誤

○知事を取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十九年福岡県規則第五十六号)

…………… 二

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年二月二十三日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第三号

公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一特別の法律により設立された法人の項中

「社会福祉法人福岡県厚生事業団」を

「社会福祉法人福岡県厚生事業団

」に改め、

「福岡県漁業信用基金協会」を削る。

全国漁業信用基金協会

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

29 ・ 12 ・ 19	発行年月日	
3952 増刊①	番公 号報	
規則	種 類	
56	同番 上号	
8	ペー ジ	
○	上	欄
	下	
ら 7 後 ろ か	行	
	備 考	
第一 。 項	正	
第二 ● 項	誤	

正
誤